2　平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

同条	附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七	附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七
附則第九条の八第二項	附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項	附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項
附則第六条の十一第二項		
附則第九条の七	附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七	附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七
附則第九条の六第三項	附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項	附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項
附則第九条の八第二項	附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項	附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項

第三十五条の十七第一項	（以下この条	（次項
	、当該各徴収取扱費算定期間内	（同年四月及び五月
	還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）	還付金等
	徴収取扱費基礎額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
	金額	金額との合計額

第三十五条の十七第二項	法第七十二条の百四	平成二十八年十二月から平成二十九年三月までの期間内に法第七十二条の百四第七項に規定する還付金等の額が百分の〇・五以上である場合の当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内
	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで
第三十五条の十八	徴収取扱費基礎額	平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
附則第六条の十一第一項	（以下この条	（次項
	、当該各徴収取扱費算定期間内	（同年四月及び五月
	還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）	還付金等
	徴収取扱費基礎額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額との合計額